

■ 生化学的検査(Ⅱ)〔腫瘍マーカー〕包括 ■

患者から1回に採取した血液等を用いて区分D009の2から36までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	2項目	230点
ロ	3項目	290点
ハ	4項目以上	385点